

南丹市指定管理者選定評価委員会会議録

会 議 等 の 名 称	令和6年度 第3回 南丹市指定管理者選定評価委員会						
開 催 日 時	令和6年11月26日（火曜日）午後2時30分から午後3時40分まで						
議 題	指定管理者候補者選定に係る仕様書及び募集要項について						
開 催 場 所	南丹市役所中央庁舎 2階 防災会議室						
委員の出席状況	出席委員 6名 <table style="width: 100%; border: none;"> <tr> <td style="width: 50%;">委員長 大藪 俊志</td><td style="width: 50%;">委員 中川 博美（市職員）</td></tr> <tr> <td>副委員長 坪倉 康孝</td><td>委員 西田 文英（市職員）</td></tr> <tr> <td>委員 木下 千鶴</td><td>委員 塩邊 健一（市職員）</td></tr> </table>	委員長 大藪 俊志	委員 中川 博美（市職員）	副委員長 坪倉 康孝	委員 西田 文英（市職員）	委員 木下 千鶴	委員 塩邊 健一（市職員）
委員長 大藪 俊志	委員 中川 博美（市職員）						
副委員長 坪倉 康孝	委員 西田 文英（市職員）						
委員 木下 千鶴	委員 塩邊 健一（市職員）						
公開・非公開の区分 (非公開理由)	公 開 ・ 非 公 開						
傍 聴 人 数	0名						
審 議 の 概 要 <u>開 会</u> 本日の出席委員は6名であり、南丹市公の施設の指定管理者の指定の手続等に関する条例第12条第7項第1号の規定により、会議が成立していることを報告します。 なお、本日の傍聴者はありません。開会にあたり大藪委員長からあいさつをお願いします。 <u>委員長あいさつ</u> 【議 事】 同条例第12条第7項の規定により、委員長が議長として会議を行う。 （委員長） 市長から諮問のあった8施設の指定管理者候補者の選定について、順次審議を行います。 それでは、地域振興課所管施設の指定管理者選定に係る仕様書（案）及び募集要項（案）等について審議します。説明をお願いします。							

(1) 地域振興課所管施設の指定管理者候補者選定に係る仕様書及び募集要項の審議 (①、②、③、④)

- ①南丹市西本梅地域活性化センター
- ②南丹市新庄地域活性化センター
- ③南丹市吉富地域活性化センター
- ④南丹市美山虹の湖交流センター

(事務局)

南丹市地域活性化センター 3 施設は設置条例・設置目的が同じため、一括して説明させていただきます。

(地域振興課説明員)

南丹市西本梅地域活性化センター、南丹市新庄地域活性化センター、南丹市吉富地域活性化センターの概要、現在の利用状況、非公募理由、仕様書 (案) 及び募集要項 (案) 等について説明。

(委員長)

説明が終わりました。質問、意見のある委員は、挙手をお願いします。

(委員)

指定管理料 0 円で基本的には修繕は行わないとの説明であったが、管理団体自らが行う修繕はできるのか。

(説明員)

お見込みのとおりである。

(委員)

説明のあった条件で管理いただけるかということをこれから確認されるのか。

(説明員)

事前に意向をお聞かせいただいた活性化センターの内、今回審査いただいている 3 つのセンターが、2 年間の指定管理を選択されたということです。

(委員)

指定管理料 0 円で今後の施設管理ができるのか。

(説明員)

吉富は一定の使用料収入があるが、他の施設はわずかである。指定管理料は 0 円ではあるが、現在まで地域コミュニティの推進をしていただけてきたことと、引き続き施設管理を任っていただくことを鑑みて、支援に係る補助金を 2 年間の限定ではあるが、令和 7 年度からの創設を考えている。

(委員長)

暫定２年間終了後の令和９年度以降についてはどのようなになるのか。

(説明員)

西本梅、新庄はこの２年間で平成９年度以降の方向性を決めたい。吉富は補助金が無くなっても今までどおり指定管理を続けたいという意向を持っておられる。

(委員長)

その他の質疑はありませんか。

特に無いようですので、決議に移ります。「南丹市西本梅地域活性化センター」の指定管理候補者の募集については、「公募除外」で指定管理期間を「令和７年４月１日から令和９年３月３１日まで」の２年間、指定管理料の上限を「０円」とします。

続いて、「南丹市新庄地域活性化センター」の指定管理候補者の募集については、「公募除外」で指定管理期間を「令和７年４月１日から令和９年３月３１日まで」の２年間、指定管理料の上限を「０円」とします。

続いて、「南丹市吉富地域活性化センター」の指定管理候補者の募集については、「公募除外」で指定管理期間を「令和７年４月１日から令和９年３月３１日まで」の２年間、指定管理料の上限を「０円」とします。よろしいでしょうか。

「はい」の声

引き続き、地域振興課所管施設「南丹市美山虹の湖交流センター」について説明をお願いします。

(地域振興課説明員)

南丹市美山虹の湖交流センターの概要、仕様書（案）、募集要項（案）等について説明。

(委員長)

説明が終わりました。質問、意見のある委員は、挙手をお願いします。

(委員)

今年度末までは地域活性化センターで地元団体が管理しておられる。令和７年度は施設の名称を変更され、設置目的も変えられる。引き続き地元団体が応募されることはあるのか。

(説明員)

地域活性化センターの指定管理を辞め、市に返還する意向であり、応募されることは無い。

(委員)

これはお願いではあるが、南丹市では人権を尊重するまちづくりを市政の柱の１つとしており、「人権を尊重し多様性を認め合うまちづくり条例」を制定している。仕様書に書かれている「職員研修」について、この人権に関する研修を含めてほしい。

(説明員)

共通仕様書を参考にこの仕様書を作成している。委員ご指摘のことは非常に大切なことだと認識している。

(事務局)

来年の仕様書には、人権に係る研修についても明記する方向で検討している。市内には人権尊重を推進する組織もあり、市民向けの研修も実施している。また、市独自の人権研修も実施しているので、事業者以案内も可能かと思う。関係部署と調整をしたい。

(委員長)

その他の質疑はありませんか。

特に無いようですので、決議に移ります。「南丹市美山虹の湖交流センターの指定管理者候補者の募集については、「公募」で、指定管理期間を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」の3年間、指定管理料の上限額を「2,500,000円」とします。よろしいでしょうか。

「はい」の声

説明員の皆さまお疲れ様でした。

(2) スポーツ振興課所管施設の指定管理者候補者選定に係る仕様書及び募集要項の審議 (⑤、⑥、⑦、⑧)

⑤南丹市八木運動公園グラウンド・テニスコート

⑥南丹市八木西地区コミュニティ公園グラウンド・テニスコート

⑦南丹市八木文覚ふれあい公園キャンプ場

⑧南丹市八木カヌーハウス

(委員長)

次に、スポーツ振興課所管施設の指定管理者候補者選定に係る仕様書(案)及び募集要項(案)について審議を行います。説明をお願いします。

(事務局)

南丹市八木地区社会体育施設4施設は設置目的が同じため、一括して説明させていただきます。

(スポーツ振興課説明員)

南丹市八木地区社会体育施設4施設の概要、非公募理由、仕様書(案)、募集要項(案)等について説明。

(委員長)

説明が終わりました。質問、意見のある委員は、挙手をお願いします。

(委員)

スポーツフォアオールが廃止されることによって指定管理料の削減が図れることは理解しましたが、廃止に伴う業務についてはどのようなになるのか。

(説明員)

スポーツフォアオールが行っていた浴場部分は廃止になりますが、それ以外の部分は人件費を含めてカヌーハウスに引き継ぐことになる。したがって100%全て引き継ぐことはできないが、浴場以外の機能は維持していくことになる。

(委員長)

他にありませんか。無いようですので、決議に移ります。

担当課の提案のとおり、「南丹市八木運動公園グラウンド・テニスコート」の指定管理者候補者の募集については、「公募除外」で、指定管理期間を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」の3年間、指定管理料の上限額を、「2,481,600円」とします。

続いて、『南丹市八木西地区コミュニティ公園グラウンド・テニスコート』の指定管理者候補者の募集については、「公募除外」で、指定管理期間を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」の3年間、指定管理料の上限額を、「2,978,800円」とします。

続いて、『南丹市八木文覚ふれあい公園キャンプ場』の指定管理者候補者の募集については、「公募除外」で、指定管理期間を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」の3年間、指定管理料の上限額を、「2,706,000円」とします。

続いて、『南丹市八木カヌーハウス』の指定管理者候補者の募集については、「公募除外」で、指定管理期間を「令和7年4月1日から令和10年3月31日まで」の3年間、指定管理料の上限額を、「7,433,800円」とします。よろしいでしょうか。

「はい」の声

説明員の皆さまお疲れ様でした。

それではここで暫時休憩とします。再開は15時15分とします。

— 暫時休憩 —

(委員長)

それでは、委員会を再開します。

8施設の審議は終了しました。事務局には、委員から出されました意見や提案について、必要な対応をお願いします。

今後の日程について事務局からお願いします。

(事務局)

委員各位には、慎重な審議、また貴重なご意見、ご提言を頂きありがとうございました。

次回の第4回の委員会は、年明け令和7年1月10日に開催し、本日協議いただきました指定管理者選定に関する応募団体からの申請書の審査をお願いしますのでよろしくお願いします。

(委員長)

その他の協議事項はありますか。

(事務局)

第2回委員会でご審議いただき、指定管理者候補として選定いただいた団体から申請の取り下げがございましてので、担当課長からご説明させていただきます。

(商工観光課説明員)

第2回委員会でご指定管理者候補として選定いただいた「南丹市美山都市農村交流活性化施設(百日紅)」について、指定管理候補者から経営状態を理由に辞退したいとの申し出がありました。担当課としても選定いただいた候補者であるため、指定に向けて調整を行いましたが、先般正式に文書による取り下げの申し出がありましたのでこれを受理し、今後の事務を進めてまいりたいと考えています。

(委員長)

ただいまの説明について、ご意見ご質問等はございますか。

(委員)

取り下げの手續等はどうなりますか。また再公募をするのか。

(事務局)

再公募の予定は無く、改めて委員会で審議いただくことはございません。

(委員長)

それでは、本日予定しておりました議題はすべて議了しました。

坪倉副委員長閉会あいさつ

【議事決定事項】

選定対象の指定管理施設	指定期間	指定管理料 (年上限額)	非公募とした候補者団体
①南丹市西本梅地域活性化センター	R7. 4. 1～R9. 3. 31	0 円	西本梅地域振興会
②南丹市新庄地域活性化センター	R7. 4. 1～R9. 3. 31	0 円	新庄地域振興会
③南丹市吉富地域活性化センター	R7. 4. 1～R9. 3. 31	0 円	吉富ノ庄運営委員会
④南丹市美山虹の湖交流センター	R7. 4. 1～R10. 3. 31	2,500,000 円	—
⑤南丹市八木運動公園グラウンド・テニスコート	R7. 4. 1～R10. 3. 31	2,481,600 円	特定非営利活動法人 八木町スポーツ協会
⑥南丹市八木西地区コミュニティ公園グラウンド・テニスコート	R7. 4. 1～R10. 3. 31	2,978,800 円	特定非営利活動法人 八木町スポーツ協会
⑦南丹市八木文覚ふれあい公園キャンプ場	R7. 4. 1～R10. 3. 31	2,706,000 円	特定非営利活動法人 八木町スポーツ協会
⑧南丹市八木カヌーハウス	R7. 4. 1～R10. 3. 31	7,433,800 円	特定非営利活動法人 八木町スポーツ協会